

# 茨城県アマチュアゴルフ連盟

## ジュニア会員規則

### 〈目的〉

第1条 この規則は、本連盟規則第22条に基づき、国民のスポーツとしてジュニア・ゴルフの普及と、競技力の向上に寄与することを目的とする。

### 〈会員資格〉

第2条 ジュニア会員は、茨城県在住の小学1年生から高校3年生の18歳までの男女とする。

### 〈ジュニア会員制度の目的〉

第3条 ゴルフ未経験者を含め、ジュニアを対象とした会員制度により、スポーツとしてのゴルフを通じ、ルールとエチケットを学ぶことにより、健全な人格形成と健康な身体づくりを目標としたゴルファーの育成・教育・指導を図ることを目的とする。

### 〈事業〉

第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 指導及び練習
- (2) ゴルフ場におけるラウンド・レッスンの実施
- (3) 講習会(ルール及びエチケット等)
- (4) 地区ジュニアスクール …… 年齢別ジュニアゴルフ大会
- (5) 地区ジュニア選手権大会 …… 茨城県ジュニアゴルフ選手権大会
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

### 〈運営及び管理〉

第5条 運営及び管理は、専門委員会規則に定めるジュニア育成部会が行う。

### 〈入会申込手続〉

- 第6条
1. 会員の申込みは、その親権者(父、母)又はその他の法定代理人が行う。
  2. 前項の申込みは、募集要項に定めた手続により、入会金、当該年会費を添えて連盟を経てを行う。

### 〈入会金及び年会費〉

第7条 会員の入会金は500円、年会費は500円とする。

### 〈会員に対する待遇、特典〉

第8条 会員として承認されると会員証を交付する。

### 〈会計〉

第9条 ジュニア育成事業の会計は、特別会計とする。

### 〈この規則の変更〉

第10条 この規則の改正は、理事会の承認を得なければならない。

### 〈補則〉

第11条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

## 附 則

平成15年4月1日 制定施行

### 【問合せ先】

茨城県アマチュアゴルフ連盟(事務局)  
〒310-0805 茨城県水戸市中央二丁目8番37号 茨城味噌会館 3F  
TEL.029(231)5696 FAX.029(231)8888